

平成30年
4月1日施行

埼玉県では 自転車保険への加入が



埼玉県マスコット
「コバトン」

義務になりました!

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合等の損害を補償できる保険等への加入が義務化されました。

自転車事故の
高額賠償事例

9,521万円

(神戸地方裁判所、
平成25年7月)



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

Q なぜ義務化されたの？

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

Q 何が変わったの？

① 自転車利用者

埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になりました。

※未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入

② 自転車を利用する事業者

業務として自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になりました。

※業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外

③ 自転車貸付業者

レンタル業務として自転車を貸し付ける場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になりました。

④ 自転車販売店・学校

自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報提供が**努力義務**になりました。

★裏面のチェックシートで自転車保険加入の確認をしてみましょう!

埼玉県 県民生活部防犯・交通安全課

TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757



彩の国
埼玉県

自転車保険の加入状況を

チェック!

→ はい → わからない → いいえ

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害保険等)に加入していますか。
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか。

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか。

自転車損害保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
※特約の名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。

すでに自転車保険に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。
※相当する補償がない場合には加入が必要です。

自転車保険への加入が必要です。

事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧

〈日常生活での賠償責任保険等〉

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共 済		全労済、市民共済など
TSマーク付帯保険		自転車の車両に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

〈業務中での賠償責任保険等〉 (事業者向け)

自転車保険の種類	保険の概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

自転車保険について詳しくは

埼玉県 自転車条例改正

🔍 検索

